

事務連絡
平成11年5月20日

各都道府県介護保険主管課（室）担当官 殿

厚生省介護保険制度施行準備室

介護保険法の施行日前における要介護認定等の実施等について

「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」については、平成11年4月30日付の官報により別紙1のとおり公布されたところであるが、介護保険法施行法（平成9年法律第124号。以下「施行法」という。）第17条の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の施行前の準備行為としての要介護認定等（以下「準備要介護認定等」という。）の実施、及び準備要介護認定等に係る訪問調査を受託する者の取扱い等について、市町村（特別区を含む。以下同じ。）からの要望を踏まえ、下記1. 及び2. のとおりとすることとしたのでお知らせする。

また、平成11年4月9日付事務連絡にてお示しした介護認定審査会の委員の定数等を定める条例及び介護保険審査会の公益代表委員の定数等を定める条例に係る条例準則について、その委員定数の定め方及びその委任を受けて制定する規則等の細則に係る留意事項を下記3. 及び4. のとおり作成したのでお知らせする。

なお、平成11年3月31日に官報掲載された「介護保険法施行規則」（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成11年厚生省令第40号）、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第41号）及び「介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として厚生大臣が定めるものを定める省令」（平成11年厚生省令第42号）並びに「厚生大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地

域の基準を定める件」（平成11年厚生省告示第99号）につき、別紙のとおり正誤があつたのでお知らせする。

貴職におかれでは、これらの内容に留意の上、貴管下市町村等への周知方よろしくお願ひいたしたい。

記

1. 準備要介護認定等の実施時期について

準備要介護認定等については、必ずしも平成11年10月1日をもって実施しなければならないものではなく、当該準備要介護認定等に係る必要な事務処理の適正かつ確実な実施を前提として、各市町村の判断により、同日以降とすることができる。ただし、同日より前に実施することについては、要介護認定等に係るソフトウェアの配布及び要介護認定等に関する全国説明会の開催を同年7月末頃に、要介護認定等に関するネットワークシステムの稼働時期を同年10月に予定していること等に留意する必要があること。

2. 準備要介護認定等に係る訪問調査を受託できる者の取扱いについて

① 準備要介護認定等の手続きに係る法第27条第3項後段（法第29条第2項、第30条第2項、第31条第2項及び第32条第2項（法第34条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により訪問調査を受託する介護保険施設は、当該調査を介護支援専門員のほか、次に掲げる者に行わせることもできるものとすること。

- (1) 介護支援専門員を配置していない介護保険施設における看護又は介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある看護職員、支援相談員又は生活相談員等
- (2) 介護支援専門員実務研修受講試験合格者であるが実務研修を修了していない者

② 指定居宅介護支援等基準第2条第2項（指定居宅介護支援等基準第30条において準用する場合を含む。）の規定により利用者の数が50又はその端数を増すごとに指定居宅介護支援事業所又は基準該当居宅介護支援事業所に配置すべき「介護支援専門員であつて常勤であるもの」は、法の施行の日までの間においては、同項の規定にかかわらず、次に掲げる者であつても差し支えないものとすること。

- (1) 在宅介護支援センターにおける介護に係る計画等の作成に関し経験のある職員
 - (2) 介護支援専門員実務研修受講試験合格者であるが実務研修を修了していない者
- ③ ①及び②の内容については、施行規則を改正することにより、省令上位置付けることとする予定であること。

3. 介護認定審査会の委員の定数に関する条例の規定について

介護認定審査会の委員の定数については、要介護認定等に係る審査及び判定の件数が正確に見込めないこと等特段の事情がある場合にあっては、各市町村の判断において、条例上は定数の上限数のみを定め、具体的な定数はその範囲内で市町村が定めることとすることも可能であること。

この場合、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第8条第2項に規定する「過半数の委員」については、当該上限数ではなく、具体的に市町村が定めた委員数をもって判断されたいこと。

また、介護保険審査会の公益代表委員の定数を定める条例並びに介護保険法第190条第1項に規定する「過半数の委員」についても、同様の取扱いとすることが可能であること。

4. 生活保護の被保護者に係る要介護認定等の実施について

40歳以上65歳未満の生活保護の被保護者は、医療保険に加入していないために介護保険の被保険者とならない場合であっても、要介護者又は要支援者と認められれば、施行法による改正後の生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の2に基づく介護扶助を受けることができることとされているところであるが、要介護者又は要支援者に該当するかどうかの審査及び判定については、介護認定審査会に委託されることが予定されているため、介護認定審査会の規則等において、介護認定審査会が介護保険の被保険者でない40歳以上65歳未満の生活保護の被保護者について審査及び判定を受託できる旨を定めておくことが望ましいこと。



大蔵省印刷局発行

三
次

○厚生省令第五十八号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七条第一項及び第二項、第二十七条第八項前段(同法第二十一条第四項、第二十九条第二項、第三十条第一項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む)並びに第三十二条第四項前段(同法第三十三条第四項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む)の規定に基づき、並びに同法を実施するため、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令を次のように定める。

平成十一年四月三十日

厚生大臣 宮下 創平

要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令

(要介護認定の審査判定基準等)

第一条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第七条第一項の厚生省令で定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、法第二十七条第八項前段(同法第二十一条第四項、第三十二条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む)に規定する要介護認定審査会による審査及び判定は、被保険者が該区分に応じそれそれ当該各号に掲げる状態のいずれに該当するかについて行うものとする。

一 要介護一 要介護認定等基準時間が三十分以上五十分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く)又はこれに相当すると認められる状態

二 要介護二 要介護認定等基準時間が五十分以上七十分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く)又はこれに相当すると認められる状態

三 要介護三 要介護認定等基準時間が七十分以上九十分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く)又はこれに相当すると認められる状態

四 要介護四 要介護認定等基準時間が九十分以上百十分未満である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く)又はこれに相当すると認められる状態

五 要介護五 要介護認定等基準時間が百十分以上ある状態(当該状態に相当すると認められないものを除く)又はこれに相当すると認められる状態

2

第二号被保険者をいつ、次条第一項において同じ。の要介護状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病(法第七条第三項に規定する特定疾病をいう。次条第一項において同じ。)によって生じたものであるかについての法第二十七条第八項前段に規定する介護認定審査会における審査及び判定は、法第二十七条第六項(法第二十八条第四項、第二十九条第一項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む)とあるのは、「法第三十二条第二項(法第三十三条第四項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む)」において準用する法第二十七条第六項」と「法第三十二条第九項(法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む)」とあるのは、「法第三十二条第九項(法第三十三条第四項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む)」において準用する法第二十七条第九項」と読み替えるものとする。

(要介護認定等基準時間)

第三条 第一条第一項各号及び前条第一項各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第二十七条第二項(法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第二項(法第三十三条第四項及び第三十四条第一項において準用する場合を含む))において準用する

場合を含む)の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する一日当たりの時間として、厚生大臣の定める方法により推計される時間とする。

一 入浴、排せつ、食事等の介護

二 洗濯、掃除等の家事援助等

三 排泄に対する探察、不潔な行為に対する後始末等

四 参行訓練、日常生活訓練等の機能訓練

五 館宿の看護、じょく瘡の処置等の診療の補助等

(都道府県介護認定審査会に関する説明文)

第四条 法第三十八条第二項の規定により審査判定業務を都道府県に委託した市町村について、第一条及び第二条の規定を適用する場合においては、「都道府県介護認定審査会」とあるのは、「都道府県介護認定審査会」とする。

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

2

前条第一項の規定は、第二号被保険者の要介護状態となるおそれのある状態の原因である身体上又は精神上の障害が特定疾病によって生じたものであるかについての法第三十二条第四項前段に規定する介護認定審査会による審査及び判定について準用する。この場合において、前条第一項中「法第三十二条第六項(法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項及び第三十一条第二項において準用する場合を含む)」とあるのは、「法第三十二条第九項(法第三十三条第四項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む)」において準用する法第二十七条第六項」と「法第三十二条第九項(法第三十三条第四項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む)」において準用する法第二十七条第九項」と読み替えるものとする。

第三条 第一条第一項各号及び前条第一項各号の要介護認定等基準時間は、被保険者につき、当該被保険者に対する法第二十七条第二項(法第二十八条第四項、第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項及び第三十二条第二項(法第三十三条第四項及び第三十四条第一項において準用する場合を含む))において準用する

場合を含む)の調査の結果から、当該被保険者に対して行われる次に掲げる行為に要する一日当たりの時間として、厚生大臣の定める方法により推計される時間とする。

一 入浴、排せつ、食事等の介護

二 洗濯、掃除等の家事援助等

三 排泄に対する探察、不潔な行為に対する後始末等

四 参行訓練、日常生活訓練等の機能訓練

五 館宿の看護、じょく瘡の処置等の診療の補助等

(都道府県介護認定審査会に関する説明文)

第四条 法第三十八条第二項の規定により審査判定業務を都道府県に委託した市町村について、第一条及び第二条の規定を適用する場合においては、「都道府県介護認定審査会」とあるのは、「都道府県介護認定審査会」とする。

ページ

段

行

誤

正

平成十一年三月三十一日公布厚生省令第三十六号(介護保険法施行規則)

五七	六〇	二二	二〇	世話、	世話は、
六一	六二	一一	一九	法第三十三第三項	法第三十三条第三項
六一	六二	一一	終わりから三	第四項に規定する	第二項の規定により
六一	六二	一一	終わりから一〇	同条第一項	同項
六二	六三	一一	終わりから一九	受けるに場合	受ける場合
六三	六四	一一	終わりから二三	法第三十条	法第三十条
六四	六五	一一	終わりから一三	運営規定	運営規定
六五	六六	一一	終わりから一九	をいう。同じ」	をいう。以下同じ
六六	六七	一一	終わりから一四	開設した	開設する
六七	六八	一一	終わりから五	第百二十第一号	第百二十一条第一号
六八	六九	一一	終わりから八	予定数	推定数
六九	七〇	一一	終わりから二二	の管轄する	を管轄する
七〇	七一	一一	終わりから一四	予定年月	予定年月日
七一	七二	一一	終わりから七	法第八十条の	法第八十条第一項の
七二	七三	一一	終わりから二	国民年金等改正法	国民年金等改正法
七三	七四	一一	二二	同第四項第一号	地共済法等改正法
七四	七五	一一	終わりから一	第百三十九条第五号	同条第四項第一号
七五	七六	一一	八	附則二条第一項	第八号並びに第百三
七六	七七	一一	九	指定居宅サービス等	十九条第五号
七七	七八	一一	一〇	基準	附則第二条第一項
七八	七九	一一	一一	指定居宅サービス等	指定介護療養型医療
七九	八〇	一一	一一	基準	施設基準
八〇	八一	一一	一一	指定介護療養型医療	指定介護療養型医療

基準
とする。

施設基準
と、第百三十八条第
八号中「概要」とあ
るのは「概要(指定
介護療養型医療施設
基準附則第一条第二
項に規定する介護力
強化病院にあつては
、浴室、食堂等の療
養環境の整備に関す
る計画を含む。)」
とする。

平成十一年三月三十一日公布厚生省令第三十七号（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準）

七五	終わりから一一	第三十七号	第三十八号
七八	九 四	第三十五条、	第三十五条まで、
七八	終わりから九	当該指定訪問看護ス テーションが他の事 業の事業所を兼ねる 場合	当該指定訪問看護ス テーションの同一敷 地内に他の事業所、 施設等がある場合
七八	一四	第二項の生活指導員 の場合	第二項の適用がある 場合における生活相 談員
八一	四	第五十二条は 除した	第五十二条の規定は 除して得た
八二	終わりから六	という。）常勤換算 方法で	という。）常勤換算 方法で
八三	三 二	その入所者	その全部又は一部が
八四	二二	医療法又は	入所者
八四	終わりから一五	規定にする	医療法（昭和二十三 年法律第二百五号）
八六	一九	指定短期入所生活介 護所	又は
八六	一〇	あらかじめ事業者	規定する
八六	一九	指定短期入所生活介 護事業所	指定短期入所生活介 護事業者

八六	八六	四	二	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五	医療法第一条の五
八八	八八	三	三	以下において	以下
九〇	九〇	二	二	この場合において第三十二条中	この場合において、第三十二条中
九〇	九〇	一	一	終わりから一四	当直時間帯
九〇	九〇	四	三	二	いずれかが一人が
九〇	九〇	四	三	終わりから五	介護専用居室
九〇	九〇	三	三	一	介護専用居室
九〇	九〇	二	二	終わりから六	介護居室
九一	九一	一	一	終わりから四	前各項
九二	九二	一	一	終わりから六	介護居室
九二	九二	一	一	終わりから二〇	介護居室
九二	九二	二	二	終わりから一九	介護居室
九三	九三	二	二	一六	介護専用居室
九三	九三	三	二	終わりから二一	介護専用居室
九三	九三	三	二	六	介護専用居室
九四	九四	四	一	終わりから一〇	介護専用居室
九四	九四	一	一	一〇	介護専用居室
九四	九四	一	一	二三	介護専用居室
九四	九四	二	二	終わりから一一	介護専用居室
					、百三十二条
					、百三十九条は、
					認めるとする者をいう。
					行わなければ
					実施地域
					実施地域
					平成九年法律百二十号
					第一号
					第二条により
					規定、あるいは
					規定、あるいは
					病床数)、「病室
					室

ページ

段

行

誤

正

平成十一年三月三十一日公布厚生省令第三十八号（指定居宅介護支援等の事業の人員
及び運営に関する基準）

九四	一四	終わりから一七	法律第二百二十三条 事業者といふ。	法律第二百二十三号 事業者をいう。
九四	一一	一八	一月前	三十日前
九五	一五	終わりから一七	居宅介護サービス計 画をいう	居宅介護サービス計 画費をいう。
九六	五九	一七	除く。) の規定 ならない	除く。) までの規定 ならない。
九七				

ページ 段 行 誤 正

平成十一年三月三十一日公布厚生省令第三十九号（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準）

九八
九九

二三

一三
終わりから一四

回復

控除して得られた

控除して得た
改善

平成十一年三月三十一日公布厚生省令第四十号（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準）

一〇一

三一

終わりから一〇

一〇二

三二

終わりから一二

一〇三

一六

終わりから一六

端数が増す

健施設

新規開設又は再開の

場合

端数を増す

人保健施設

新規に許可を受ける

場合

平成十一年三月三十一日公布厚生省令第四十一号（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準）

一〇四	一〇四	終わりから六	法律第百二十二条	法律第百二十二条
一〇五	一〇五		入所させる	入院させる
一〇六	一〇六		端数が増す	端数を増す
一〇八	一〇八	終わりから六	入所させる	入院させる
一一〇	一一〇		端数が増す	端数を増す
一一〇	一一〇		入所させる	入院させる
一一〇	一一〇		行わなければ	行わなければ
一一〇	一一〇		入所させる	入院させる
一一〇	一一〇		入所させる	入院させる
一一〇	一一〇		入院させる	入院させる

ページ

段

行

誤

正

平成十一年三月三十一日公布厚生省令第四十二号（介護保険法施行令第三十七条第一項第三十四号に掲げる規定として厚生大臣が定めるものを定める省令）

一〇九

三

一四

第四十六号)

第四十六号) の規定

ページ

段

行

誤

正

平成十一年三月三十一日公布厚生省告示第九十九号（厚生大臣が定める特例居宅介護
サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準を定める件）

一三二

二

一六

法律第二百二十三号

法律第二百二十三号。

以下「法」という。